

【えべつ生活応援商品券】

取扱店募集要項

江 別 市

(業務受託者：えべつ生活応援商品券発行運営業務受託コンソーシアム)

令和8年3月

(令和8年3月18日改訂版)

【変更履歴】

日付	内容	修正ページ
R8.3.18	①：「1. 商品券の概要」(5) 発行数 ②：「1. 商品券の概要」(6) 発行額 ③：「1. 商品券の概要」(12) 購入限度	①：P1 ②：P1 ③：P1

事業の趣旨

食料品を含む日用品等の物価高騰の影響を受けている市民と、コスト高等の影響を受けている事業者を支援するとともに、地域経済の活性化を促すため、江別市内でのみ使用可能な地域商品券を発行します。

基準日時点に江別市内に住民登録がある全市民に対して配付する「配付型商品券」と江別市内の世帯に販売する「プレミアム付商品券」の使用可能店舗を募集するものです。

1. 商品券の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 名 称 | えべつ生活応援商品券 |
| (2) 発 行 者 | 江別市 |
| (3) 商品券内容 | 全店共通券 1,000円×5枚=5,000円
小規模店専用券 500円×3枚=1,500円
計 6,500円
※上記を1セット(冊)とします
※全店共通券:全ての取扱店で利用可能
※小規模店専用券:売場面積1,000㎡以下の取扱店及び飲食店の取扱店で利用可能 |
| (4) 販 売 額 | プレミアム付商品券は、1冊5,000円(額面6,500円)で販売します。 |
| (5) 発 行 数 | 配付型商品券:約118,000冊
プレミアム付商品券:約126,000冊 |
| (6) 発 行 額 | 配付型商品券:7億6700万円
プレミアム付商品券:8億1900万円(プレミアム率30%を含む)
発行総額:15億8600万円(プレミアム率30%を含む) |
| (7) 配付対象者 | 令和8年4月15日現在で江別市に住民登録されている全市民 |
| (8) 販売対象者 | 令和8年4月15日現在で江別市に住民登録されている全世帯(主) |
| (9) 使用期間 | 令和8年5月25日から令和8年10月31日まで |
| (10) 販売場所 | 市内郵便局、スーパー等指定の販売店 ※一覧は専用ホームページに掲載 |
| (11) 販売期間 | 令和8年6月1日~令和8年6月30日までの期間とし、詳細な販売日時については、別に定めます。 |
| (12) 購入限度 | 1世帯につき3冊まで |
| (13) 使用可能店舗 | 本要項に基づき取扱店として登録した店舗 |
| (14) 手 数 料 | 取扱店登録に伴う登録手数料・換金手数料の負担はありません。 |

2. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- (2) 商品券の転売、譲渡及び換金を行うことはできません。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券は受け取ることはできません。
- (6) 商品券の紛失、盗難、滅失等に対して、発行者は責任を負いません。

3. 商品券の使用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る支払い
- (5) 国税、地方税
- (6) その他市長が別に定めるもの

4. 取扱店登録資格等

(1) 取扱店登録資格

江別市内に事業所又は店舗を有する事業者（以下「店舗」という。）とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗
- ③上記3. 商品券の使用対象とならないものに記載の取引、商品のみを取扱う店舗
- ④地方自治法施行令第167条の4第2項第2号（競争入札またはせり売りにおいて、公正な執行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき）に該当する者及び刑法による強制執行行為妨害等もしくは贈賄、または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法に基づく公訴を提起されている者等
- ⑤役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると

き。

⑥暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑦役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（2）店舗区分

【全店共通券 取扱店】

① 大型店：一つの建物で、その売場面積の合計が1,000㎡を超える店舗

【全店共通券・小規模店専用券 取扱店】

② 小規模店：一つの建物で、その売場面積の合計が1,000㎡以下の店舗

5. 取扱店の責務等

（1）次に掲げる事項を遵守していただきます。

①えべつ生活応援商品券が使用可能な店舗であることが明確になるよう、えべつ生活応援商品券事務局が配布する販売ツール（ポスター等）を利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。

②確認用として配布する商品券の見本は、取扱店で商品券を取扱うすべての方に周知して下さい。

③使用者が使用される商品券について、切り取り線に沿って商品券を切り取った上、受け取って問題ない商品券か確認をして下さい。商品券は、偽造防止策をしています。偽造防止策が確認できない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、併せてその旨を江別市へ報告して下さい。

④受け取った商品券は再流通させないで下さい。

⑤商品券の交換及び売買は行わないで下さい。

⑥商品券を、商品及びサービス等の対価として使用せず、直接換金はしないで下さい。

⑦使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失等は、取扱店がその責を負うものとします。

6. 取扱店登録申請について

（1）申請方法

取扱店として登録を希望される方は、この募集要項に同意の上、えべつ生活応援商品券事務局の専用ホームページから登録申込フォームへ必要事項のご記入をお願いいたします。

専用ホームページ <https://ebetsu-premium.jp>

市内に複数の店舗を持つ事業所については、それぞれの店舗分の登録申込が必要です。

尚、郵送、又は持参による提出も受け付けております。

※登録作業効率化のため、専用ホームページからの申し込みにご協力願います。

不明点等ございましたら、えべつ生活応援商品券事務局までご連絡下さい。

(えべつ生活応援商品券事務局 TEL: 0120-270-015)

(2) 提出書類 (郵送又は持参の場合)

「えべつ生活応援商品券」取扱店登録申請書

(3) 提出先

えべつ生活応援商品券事務局 (〒067-0012 江別市2条5丁目9番地2 1階)

(4) 申込期間

令和8年3月16日(月)から4月14日(火)まで(必着)

※ただし、書類に不備があった場合など、審査が当日中に完結できない場合は、取扱店一覧冊子には掲載されず、後日専用ホームページでの掲載になります。

※申込は4月15日(水)以降も受け付けますが、購入引換券案内及び配付型商品券の送付時に同封する取扱店一覧など紙媒体への記載ができない場合がありますので、あらかじめご了承下さい(えべつ生活応援商品券専用ホームページへの掲載は随時行います。)

(5) 取扱店の登録

取扱店として登録した者には、事務局から店頭に掲示していただくポスター・ステッカー・取扱店登録証・換金必要書類等を配布します。

7. 取扱店の取消し等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、登録を取消すことがあります。また、違反行為による損害金が発生した場合、その損害金を請求することがあります。

8. 換金について

(1) 換金請求期間

令和8年5月25日(月)から令和8年11月30日(月)まで

※持参の場合、えべつ生活応援商品券事務局の営業日及び営業時間内とします。

※請求期間を過ぎての請求には応じかねますのでご注意ください。

(2) 請求方法

請求は、お持ちのスマートフォンから専用アプリを通してご対応をお願いします。専用アプリを通じた後の商品券は、当該商品券の入金確認後、各取扱店の責任において破棄してください。ただし、破棄の誤りなどには対応できかねますので十分ご注意ください。

また、取扱店の状況によりどうしてもスマートフォンの利用が難しい場合は、持ち込みや郵送での換金も受付します。

その際は、持ち込みや郵送いただいた商品券は機械で集計作業を行いますので、穴あけや切込みを入れるなどはなさないで下さい。

なお、裏面の「店舗利用欄」は、ゴム印や担当者印の押印など、商品券の管理にご活用ください。

詳しくは登録完了後に送付する取扱店マニュアル、もしくはホームページをご覧ください。

(3) 支払い方法・時期

換金代金の支払いは、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承下さい。また、金融機関等取次への請求期日及び事務局からの支払予定日は次のとおりとします。

※振込手数料は事務局で負担します。

請求期日	支払予定日
令和8年 6月 1日 (月)	令和8年 6月 8日 (月)
令和8年 6月 8日 (月)	令和8年 6月15日 (月)
令和8年 6月15日 (月)	令和8年 6月22日 (月)
令和8年 6月22日 (月)	令和8年 6月29日 (月)
令和8年 6月29日 (月)	令和8年 7月 6日 (月)
令和8年 7月 6日 (月)	令和8年 7月13日 (月)
令和8年 7月13日 (月)	令和8年 7月21日 (火)
令和8年 7月20日 (月)	令和8年 7月27日 (月)
令和8年 7月27日 (月)	令和8年 8月 3日 (月)
令和8年 8月 3日 (月)	令和8年 8月10日 (月)
令和8年 8月10日 (月)	令和8年 8月17日 (月)
令和8年 8月17日 (月)	令和8年 8月24日 (月)
令和8年 8月24日 (月)	令和8年 8月31日 (月)
令和8年 8月31日 (月)	令和8年 9月 7日 (月)
令和8年 9月 7日 (月)	令和8年 9月14日 (月)
令和8年 9月14日 (月)	令和8年 9月24日 (木)
令和8年 9月21日 (月)	令和8年 9月30日 (水)
令和8年 9月28日 (月)	令和8年10月 5日 (木)
令和8年10月 5日 (月)	令和8年10月13日 (火)
令和8年10月12日 (月)	令和8年10月19日 (月)
令和8年10月19日 (月)	令和8年10月26日 (月)
令和8年10月26日 (月)	令和8年11月 2日 (月)
令和8年11月 2日 (月)	令和8年11月10日 (火)
令和8年11月 9日 (月)	令和8年11月16日 (月)
令和8年11月16日 (月)	令和8年11月24日 (火)
令和8年11月23日 (月)	令和8年11月30日 (月)
令和8年11月30日 (月)	令和8年12月 7日 (火)

9. その他留意事項

- (1) この募集要項は、令和8年度えべつ生活応援商品券事業約款に定めていることのほか、必要な条件等についてまとめたものです。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、業種等）は、「えべつ生活応援商品券取扱店」一覧表、江別市及び専用ホームページなどにより広報します。

【問合せ・送付先】 〒067-0012 江別市2条5丁目9番地2 1階
えべつ生活応援商品券事務局
電 話 0120-270-015（午前10時～午後5時（平日のみ））
メール ebetsu_seikatsuouen@nta.co.jp
※えべつ生活応援商品券に関する業務は、株式会社日本旅行北海道と株式会社ニッセンレンエスコートの共同体により、江別市の委託を受けて運営します。

【事業主体】
江別市（経済部 商工労働課）
〒067-8674
江別市高砂町6番地
T E L : 011-381-1023 F A X : 011-381-1072